

定例記者会見 市長コメント（概要）

① 新型コロナウイルス感染症対策について（資料1）

全国の新規感染者数は、徐々に減少傾向を示し、県内でも9月16日に、直近1週間の人口10万人あたりの新規患者数が10人を下回ったことから、県独自の「岩手緊急事態宣言」が解除された。

釜石保健所管内では、昨日9月28日現在までの累計で53人の方の感染が確認され、この内、16人の方が本人の同意に基づき、居住地が当市として公表された。

8月31日以降に当管内から感染が確認されたのは2人であり、他の市町村と比べ、少ない状況である。

これもひとえに、日頃から市民の皆様一人ひとりが感染防止対策を強く意識され、実践していただいていることの成果であると捉えており、深く感謝申し上げます。

今後、秋の深まりとともに、換気の徹底が難しくなる季節を迎えるが、新たな変異株の出現などにより再び感染が拡大することも考えられるので、引き続き十分に警戒していく必要がある。

市民の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策を引き続き実践していただくとともに、感染が拡大している地域との往来については、慎重に判断していただくようお願いする。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてである。

12歳以上の接種対象者への接種状況については、9月27日現在、対象者29,890人に対し、1回目の接種を終えている方は、約23,168人で接種率は約77.5%、2回目の接種を終えている方は約19,401人で接種率は約64.9%となっている。

市では、64歳以下の方への接種について、予約時の混乱を避けるために、基礎疾患のある方、福祉施設、保育施設や各学校など特定業種に携わる方、60歳から64歳の方から優先して接種したほか、年齢区分ごとに段階的に受付を開始した。

また、今季のインフルエンザワクチンとの十分な接種間隔を確保するため、12歳から18歳の方で接種を希望する方について、釜石医師会の協力のもと、9月中旬に接種を終えるよう対応しているほか、国の方針を受けて、妊婦の方はもとより同居されている配偶者の方などを含め、接種を希望する方には、できるだけ早く接種できるよう対応している。

現在は、最後の年齢区分となる29歳以下の方について、今月22日から受付を行い、10月14日から接種を開始し、11月中には希望する方への接種を完了したいと考えている。

ワクチンを接種した方でも感染が確認されたとの事例もあるが、ワクチンを接種することによって感染するリスクを下げ、感染したとしても重症化するリスクを軽減する効果があるので、対象となっている皆様には、できるだけ早く接種していただくよう改めてお願いする。

次に事業者支援についてである。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業者支援策を、10月1日

から、新たに2つの事業を実施することとしている。

1つ目、「釜石市経営支援給付金」は、長期化する感染症の影響下にあっても事業を継続できるように、売上げが減少している事業者に対し給付金を交付するもので、交付対象は、岩手県の「地域企業経営支援金」の支給決定を受けている、市内に店舗を有する事業者とし、給付額は1店舗あたり上限10万円である。

2つ目、「かまいし飲食店安心認証支援金」は、感染防止対策に経費を要す一方で、人流抑制の影響により利用者の減少が深刻な飲食店等に対し支援金を交付するもので、交付対象は、岩手県の「いわて飲食店安心認証制度」で認証を受けている飲食店等とし、支援金額は、市内の認証店舗1店舗あたり10万円である。

どちらも、申請期間は10月1日から令和4年2月28日であるが、詳細な内容は、市ホームページへの掲載、広報かまいし10月1日号への掲載、商工会議所会報へのチラシ折込等により周知を図ってまいる。

このほか、「岩手緊急事態宣言」の解除を受けて、「かまいし宿泊エール割事業」を10月1日から再開し、「かまいしエール券事業」についても、10月1日から残りの券約4,400冊の販売を再開する。これらの事業により、引き続き市内事業者を支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えている。

生活福祉資金貸付制度については、7月以降、全国的な感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を講じる地域が相次いだことから、申請期限を11月30日まで延長しているが、申請件数は8月が6件、9月が5件と減少傾向にある。

貸付期間が終了した後も生活に困窮する世帯を支援する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」については、これまで5件の相談が寄せられたが、支給事例はない。

また、低所得世帯の家計への負担を軽減するため、市内事業者及び障がい者就労支援事業所で生産又は取り扱う商品を発送する「福祉エール便事業」については、9月24日現在、1,155件の申請があり、順次発送を進めている。

引き続き、関係機関と連携し生活に困窮する方に必要な支援が届くよう努めてまいる。

② 県立釜石病院における分娩の取扱い休止に伴う妊産婦への支援について（資料2）

県立釜石病院における分娩の取扱い休止に伴い、本市では、出産を控えている妊婦の方々や、今後妊娠を考えている女性が、安心して出産できる体制の構築を図るため、県医療局や県立釜石病院、大槌町など関係機関との協議を進めてきた。

女性の皆様からは、病院までの通院距離が遠くなることによる、経済的負担と出産の際の移動にかかる不安、産前・産後の相談体制などについて、支援の充実の声が多く聞かれたところである。

このような声を踏まえ、子育て世代包括支援センター内に保健師と助産師等で構成する「妊産婦支援チーム」を設置し、妊娠から出産後までの時期を継続的・包括的に支援していく体制の強化を図るとともに、市議会9月定例会に、「妊産婦支援事業」として、女性の妊娠・出産を包括的に応援するための用途を限定しない「妊婦応援給付金」、妊婦健診や出産のための移動に係る経済的負担を軽減するための、交通費と宿泊費の助成を行う「アクセ

ス支援助成金」の補正予算案を提出し、可決をいただいたところである。

このうち妊婦応援給付金は、釜石市に住民票のある方を対象として、妊婦一人あたり3万円を支給するものである。

10月1日以降に母子健康手帳の交付を受ける方は、手帳の交付を受けた際に申請をいただき、また、既に母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の方は、別途、郵送により申請のご案内をする。

次に、アクセス支援助成金は、県立釜石病院から大船渡病院等の市外病院に転院して妊婦健診を受診するための通院にかかる交通費や出産の際の事前の宿泊費を助成するもので、一般の妊産婦の方の助成金の上限額は5万円、ハイリスク妊産婦の方は10万円である。

なお、アクセス支援助成金については、釜石市内への里帰り出産の方についても、一般の妊産婦の方と同額の5万円を上限として助成の対象とする。

ただし、一般妊産婦の場合は、県立釜石病院から出産する大船渡病院等への健診の転院が必要となる概ね妊娠32週以降の分を助成するが、ハイリスク妊産婦に該当する場合は、妊娠週数にかかわらず、医療機関からハイリスクに該当することの認定を受けたとき以降の分を助成するものである。

また、交通費については、自家用車の利用の場合は距離に応じた定額での支給とするが、タクシーの利用により高額となった場合は、上限の範囲内で実費を助成する。出産の際の宿泊費は、付添家族等の利用も対象に加え、同じく上限額の範囲内で実費を助成する。

なお、アクセス支援助成金は、基本的には県立釜石病院から市外病院に転院した方を対象とすることで考えているが、年内はこの要件の周知期間とし、年内に母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方に限り、この要件に該当しなくとも助成金の対象とし、より広く支援が行き届くよう柔軟に対応してまいらる。

次に、県の支援策については、県医療局からモバイル型妊婦胎児遠隔モニターの追加整備や、県立釜石病院の助産師による相談体制の整備など出産時の安全確保や妊産婦の不安解消のための県の支援策が過日発表された。

当市としては、産科医や小児科医が確保され、県立釜石病院における分娩の取扱いが再開されるまでの間、市の支援策と併せて県の支援策が十分に機能し、出産される女性の皆様の安全確保と不安解消が図られるとともに、ひいては釜石市の人口減少と出生数減少の緩和策として、多少なりとも効果を発揮することを期待している。

なお、県に対しては、市・町でそれぞれ予算措置を講じた支援策に対する財政的な支援はもとより、県立釜石病院における分娩の取扱いの再開に向けた継続的な取組を引き続き要望してまいりたいと考えている。

今後とも妊産婦の皆様の様々な不安や悩みを伺い、寄り添いながら支援に努め、安心して産み育てられるまちづくりを図ってまいらる。